

落札者決定基準 (堺市乗合タクシー運行業務)

1 基本的な考え方

落札者の決定に当たっては、本市にとって最適な事業者を選定するため、予定価格の範囲内で有効な入札を行った者について、本落札者決定基準に基づき入札価格と提案内容を審査し、総合評価点が最も高い者を落札者とする。

なお、公平な審査を行うため、本市が設置する堺市乗合タクシー運行業務に係る事業者選定委員会（以下「委員会」という。）にて審査を行う。

(1) 価格評価点

入札価格について、後に示す算出式に基づき、「価格評価点」を与える。

(2) 技術評価点

別記「評価表」に基づき提案内容を審査し、「技術評価点」を与える。

(3) 総合評価の方法及び落札者の決定方法

「価格評価点」及び「技術評価点」の合計点（＝総合評価点）が最も高い者を落札者とする。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{総合評価点} \\ \text{(100 点満点)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{価格評価点} \\ \text{(50 点満点)} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{技術評価点} \\ \text{(50 点満点)} \\ \hline \end{array}$$

(4) 有効とする数字

「価格評価点」及び「技術評価点」の算出に当たっては、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入する。

(5) 総合評価点が最も高い者が複数ある場合の落札者の決定方法

ア 総合評価点が最も高い者それぞれの「価格評価点」「技術評価点」が異なる場合
技術評価点が高い者を落札者とする。

イ 総合評価点が最も高い者それぞれの「価格評価点」「技術評価点」が同じ場合
技術評価点のうち、評価項目「1. 業務遂行能力」における各委員の合計点が高い者を落札者とする。

ウ 以上アからイで落札者を決定できない場合

入札価格が低い者を落札者とする。入札価格も同じ場合は、別途日を定め、くじにより決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

2 価格評価点の算出方法

価格評価点は、入札価格に基づき、次により算出する。

$$\text{価格評価点} = 50 \text{ 点} \times (\text{最低入札価格} / \text{入札価格})$$

ただし、予定価格を上回る入札を行った者は、落札者としない（技術提案書等の審査は行わない）ものとする。

3 技術評価点の算出方法

入札参加者から提出された技術提案書等を審査し、別記「評価表」に基づき以下の手順により技術評価点を算出する。

(1) 評価点

技術提案書等の記載内容により、各評価項目について次のとおり評価点を付与する。

評価の目安	評価点
非常に優れている	5
優れている	4
標準である	3
やや劣っている	2
劣っている	1
記述がない（評価できない）	0

(2) 項目評価点

評価点に、評価項目の重要度に応じて設定したウェイトを乗じて、項目評価点とする。

(3) 技術評価点

項目評価点を合計したものを得点とし、委員会の各委員の得点を平均したものを技術評価点とする。

(4) 技術評価点における基準点

(3)の技術評価点が25点未満の場合は、失格とする。

4 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に不足又は不備がある場合（軽微な場合を除く。）
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 著しく信義に反する行為があった場合
- (4) 契約を履行することが困難と認められる場合
- (5) 技術提案書等の記載内容が法令違反など著しく不適当な場合
- (6) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (7) 技術評価点が、上記3(4)における基準点を満たさない場合

別記 評価表

評価項目及び配点		審査基準	評価点	ウエイト	評価項目点
			(1,2,3,4,5)		
1. 業務遂行能力 (15点)		・業務を実施するうえで必要な体制が整っているか ・類似の業務実績や経験を有しているか ・令和2年度以降、国土交通省による行政処分等を受けたことがないか(受けている場合、重大な処分・違反ではないか) ・業務実施に関する経営方針は本業務の実施に適したものか	点	×3	
2. 運行の安全性確保 (10点)		・乗務員の勤務等の管理体制、日常的な車両の点検や整備体制、安全運行に関する指導及び教育体制が整っており、適切なものか ・その他安全に関する独自の取組があり、本業務に有効なものか	点	×2	
3. 事故発生時や災害発生時など緊急時の対応 (5点)		・事故等の緊急時の処理体制が整っており、代替車両及び人員の配置が適切に行えるか ・災害発生時等の対応能力は十分であり、本業務に有効なものか ・事故時の損害賠償能力は十分であり、本業務に有効なものか	点	×1	
4. 利用者の利便性向上や品質確保 (20点)	(1) 予約受付体制 (10点)	・本業務における予約受付体制は十分であり、適切なものか ・利用者の利便性向上につながる提案がなされており、本業務に有効なものか	点	×2	
	(2) 配車計画 (5点)	・本業務に対し、車両数を十分に配車する計画となっているか ・利用者の利便性向上につながる提案がなされており、本業務に有効なものか	点	×1	
	(3) サービス向上への取組等 (5点)	・高齢者や障害者等の利用者に対する配慮、車いすの対応が十分に考えられており、本業務に有効なものか ・苦情等への対応が十分に考えられており、本業務に有効なものか ・社員の研修・教育体制が整っており、本業務に有効なものか ・災害時等運休時の際の利用者への告知方法などの考え方が示されており、本業務に有効なものか ・環境へ配慮した取組が示されており、適切なものか ・個人情報保護に関する取組が示されており、本業務に有効なものか ・その他サービス向上に関する独自の取組を行っており、本業務に有効なものか	点	×1	
合計					/50 点